

## お詫びと訂正

### 「代襲相続・再転相続・数次相続の法律と実務」

本書に、下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで下記のとおり訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

#### 記

#### ■4頁 上から13行目

(誤)

ただし、嫡出でない子の相続分は嫡出子の2分の1とされ、また、……

↓

(正)

ただし、……

#### ■14頁 上から15行目～18行目

※以下の文章に差し替えてください。

#### ウ 被相続人との関係で相続欠格者又は被廃除者でないこと

代襲者は、被相続人の関係で相続欠格者又は被廃除者であってはならないですが、被代襲者との関係では、相続欠格者又は被廃除者であっても、欠格や廃除の効果の相対性により、原則として代襲相続権は肯定されると解されています。ただし、代襲者が先順位相続人である被代襲者を殺し、又は殺そうとして刑に処せられた場合（民法 891 条 1 号）には、代襲相続は認められないと解されます（潮見佳男編『新注釈民法(19)相続(1)』（有斐閣、2019）88 頁）。

（裏面へつづく）

■157 頁 「遺産分割協議書の記載例（中間の相続が単独相続）」中、末尾の3行（署名欄）

(誤)

相続人	甲野和子	㊞ (注7)
相続人	甲野夏子	㊞ (注7)
相続人	甲野次郎	㊞ (注7)

↓

(正)

相続人	甲野和子	㊞ (注7)
相続人	甲野三郎	㊞ (注7)

■167 頁 「被相続人 甲野太郎 相続関係説明図」中、最右段の人物(誤)

(第3次分割) (注2)

——— **甲野和子**  
住所 東京都〇区〇町  
〇丁目〇番〇号  
出生 平成7年10月7日

↓

(正)

(第3次分割) (注2)

——— **甲野夏子**  
住所 東京都〇区〇町  
〇丁目〇番〇号  
出生 平成7年10月7日

■167 頁 下から6行目（「(注2)」）

(誤)

……甲野次郎（第2次分割）及び甲野和子（第3次分割）が……

↓

(正)

……甲野次郎（第2次分割）及び甲野夏子（第3次分割）が……

以上